

令和6年度 福島市燃料電池自動車(FCV)導入補助金

水素社会の実現に向け、燃料電池自動車(FCV)を導入した方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

1. 対象者

次の条件のうちいずれかを満たす方

- (1)市内に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により記録されている住所をいう)を有する方
- (2)市内に事業所等を有する法人
- (3)上記(1)(2)に対しリース販売を行うリース事業者

※ただし、次に該当する方には補助金を交付できません。

- (1)福島市税を滞納している方
- (2)暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ方

2. 補助の要件等

補助の要件	補助対象経費	補助額
(1)令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った「自家用」の新車であること (2)自動車検査証における使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されていること (3)リース事業者の場合、当該補助金相当額がリース料に充当されること (4)車両の販売促進活動に使用されないこと	車両本体購入額	20万円(上限)

申請期間: **令和6年4月8日(月)～令和7年3月31日(月)まで**

※ただし、補助金額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。

☞ 国や県の補助制度との併用が可能です。詳細については各 HP をご確認ください。



お問い合わせ 福島市環境課 温暖化対策推進係

詳しくは市ウェブサイトへ⇒



手続きの流れと申請書類

1. 導入完了=初度登録日

2. 申請

オンライン申請(申請者がリース業者の場合を除く)、
郵送、直接持参により提出

提出書類

<共通>

- ①福島市燃料電池自動車(FCV)導入補助金交付申請書(第1号様式)
- ②事業報告書(第2号様式)
- ③収支決算書(第3号様式)
- ④対象の自動車車検証の写し
※使用の本拠の位置が本市内であるとして登録されているもの
- ⑤売買契約書の写し
- ⑥補助金の振込先金融機関の通帳等の写し(金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの)
※申請者名義のもの

<申請者が個人の場合>

- 現住所の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し

<申請者が法人の場合>

- 商業登記簿等謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書
※発行日から3ヵ月以内のもの

<申請者がリース業者の場合>

- ①賃貸借契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書(第4号様式)
- ②市民が使用者となる場合、現住所の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等)の写し
- ③商業登記簿等謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(使用者が市内事業者の場合は市内事業者分も含め)
- ④市税完納証明書
※使用者も含む
⇒税証明の発行については市民税課 HP をご確認ください



3. 交付決定

⇒「補助金等決定通知書」を市から申請者に送付

4. 交付請求

オンライン申請(申請者がリース業者の場合を除く)、
郵送、直接持参により提出

<提出書類>

- 補助金等交付請求書(第5号様式)
※申請時に預かることも可

5. 補助金振込



お問い合わせ
申請先

福島市環境課 温暖化対策推進係

〒960-8601 福島市五老内町3-1

TEL:024-525-3742

